

令和4年度第1回前橋市国民健康保険運営協議会（書面開催）議事録

1 日 時 令和4年8月15日（月）～令和4年9月2日（金）

2 審議委員（14人）

(1) 被保険者代表

飯塚やよい委員、桑原静太郎委員、星河江利子委員、森良弘委員

(2) 保険医・保険薬剤師代表

家崎桂吾委員、佐藤岳彦委員、細内康男委員、村上芳弘委員

(3) 公益代表

相澤茂委員、岡田佳子委員、加藤綱男委員、時田詠子委員

(4) 被用者保険代表

廣田奈々委員、小室隆委員

3 議 題

(1) 諮問事項

今回、諮問事項はございません。

(2) 前橋市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選任について

(3) 報告事項

ア 令和3年度国民健康保険特別会計決算報告と今後の税率改正について

イ 令和4年度国民健康保険特別会計予算について

ウ オンライン資格確認の進捗状況について

エ 新型コロナウイルス関係（傷病手当金、国保税減免）の現状報告

オ 特定健診等保健事業の実施状況について

4 前橋市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選任について
回答結果

事務局案に賛成 14名

事務局案に反対 0名

以上の回答結果から、会長 相澤 茂委員、会長代理 時田 詠子委員を選任させていただきます。

5 議題（報告事項）に対する意見・事務局からの回答

ア 令和3年度国民健康保険特別会計決算報告と今後の税率改正について

イ 令和4年度国民健康保険特別会計予算について

（意見）

・令和2、3年度の新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の受診控え等により医療費が抑制され、令和5年度は税率改正を行わないとあったが、今後は抑制される要素が見当たらず、保険料の上昇に不安を抱いている。

・会計予算の執行については、職員の努力に期待する。

（回答）

国保の被保険者数は減少傾向にあるとともに、1人あたり医療費は増加傾向にあります。医療費の適正化や戦略的な財源確保に取り組みながら、適正な予算執行に努めます。また、基金を積極的に活用しながら、できる限り被保険者の保険税負担の軽減を図りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

ウ オンライン資格確認の進捗状況について

（意見）

・医療機関への端末普及が何よりも優先されるべきであって、早期の利便性向上を実現してほしい。

・薬局における認証端末の設置状況は現在50%を超えていると思われる。その中でマイナンバーカードを健康保険証として利用登録している人が少ないのも一因だが、健康保険証として認証端末に通す人がほとんどいない状況である。行政と医療機関で何か使用促進になる活動が考えられないかと思っている。

（回答）

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は、現在、マイナポイント第二弾のキャンペーン実施中で、これにより一定程度進むものと考えています。

健康保険証としての使用促進は、従来の健康保険証と比較してメリットがあることが必要です。現在、本人の同意により、特定健診情報や薬剤情報などを医師等と共有できる等のメリットがあり、これを積極的に周知し利用促進を図ることになりますが、今後の見込みとしてマイナンバーカード機能のスマホへの搭載やカードと運転免許証との一体化など、カードの利用の幅が拡大されていく予定であり、その状況を見ながら関係機関と連携し、効果的な使用促進を図ることができればと考えております。

(意見)

・先日、オンライン資格確認が令和5年4月より原則義務化されるという連絡があったが、猶予期間あるいは猶予措置というものはあるか。現時点で情報があれば開示していただきたい。

(回答)

オンライン資格確認が原則義務化となった際の、猶予期間あるいは猶予措置があるのか。との問いに関しましては、情報は国の発表によるもののみであるため、猶予期間等の情報はありません。

(意見)

・マイナンバーカード健康保険証利用登録は前橋市も含めて全国的に普及が進んでいない状況である。前橋市で普及率を向上させるために登録支援ブースを設けて普及促進を行っていますが、広報活動等について、協会けんぽをはじめとした被用者保険との連携も検討していただければと思う。広報活動等の対策を計画しているようであれば、示してほしい。

(回答)

令和4年4月から、登録支援ブースを協会けんぽと連携して共同運営しております。また、健康保険証としての利用促進も含めたマイナンバーカードの取得・利用促進に関する広報活動については、市といたしまして、国保、後期高齢、被用者保険等に関わらず広く市民を対象に実施しており、現在、国のマイナポイント第二弾に合わせて、全世帯にチラシ配布するなど積極的に実施しております。

エ 新型コロナウイルス関係（傷病手当金、国保税減免）の現状報告

(意見)

・傷病手当金の支給状況は、令和4年7月1日現在で申請件数は9件だが、コロナ感染第7波により増加することが見込まれる。適正な審査に

よりスピード感のある給付をお願いしたい。また、国保税減免の申請についても同様の対応を願う。

(回答)

引き続き、迅速な対応に努めます。

(意見)

・昨今のコロナ禍だけでなく、難病に指定されている病に罹患した場合でも“傷病手当金”を支給してはどうか。

(回答)

傷病手当金は、国民健康保険法の任意給付に位置づけられており、保険財政上余裕がある場合に実施される前提があります。これまで、傷病手当金は、国の財源措置の範囲内で時限的に支給事務を行っており、難病罹患者など対象者の拡大に伴う国保財源の確保や準備のため、被保険者の皆さんに更なるご負担を求めることは極めて慎重な対応が必要となります。

国保被保険者の範囲という枠組みをこえて、社会全体で助け合うような議論の範疇での制度設計が望ましいとも考えられます。難病患者の皆様に対しては、見舞金の支給制度や一部負担金の公費負担制度がありますので、ご活用いただきたいと思います。

オ 特定健診等保健事業の実施状況について

(意見)

・令和3年度の特定健診受診率は令和2年度より向上しているが、コロナ禍前と比較すると受診率は低い状況のため、令和4年度は受診勧奨の強化、コロナ感染防止策を講じた集団健診の充実などにより受診者数、受診率の向上を図る必要があると思う。

特定保健指導については、令和2年度、令和3年度はコロナ禍ではあるものの実施率が大きく下がっていない状況である。取組内容にもあるように、未利用者に対し、電話による利用啓発の実施をするなど今後も実施率向上に向けた地道な取組みを継続することが必要だと思う。また、実施率の向上に向けた協会けんぽとの連携協力についても検討していただければと思う。

(回答)

特定健診の受診勧奨については、協会けんぽ様と連携して実施しているところです。特定保健指導につきましても、連携できないことがないか

協会けんぽ様と一緒に検討していきたいと考えます。

(意見)

・がん検診の一部が2年に一度になったり、有料になったりというのは、健診控えをする人も現れると予想され、これによって早期発見が遅れるケースも考えられ不安に感じる。

(回答)

がん検診について、担当課の意見は以下のとおりです。

がん検診（胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診）の毎年検診から隔年実施への見直しについては、これまで国や県から実施の見直しが求められてきたもので、市医師会とも協議を重ね、国が示す指針である2年に1度の健診へ見直したものであります。

また、有料化については、これまでの検診状況も踏まえ、公平性の観点からも受益者負担の考え方を取り入れることとしたものです。なお、受診率の低下を抑えるため、多くの市民が受診しやすいような料金設定にしました。（健康増進課）

40歳以上の国保被保険者を対象として実施している特定健診は、制度の変更はなく年1回無料で受診することができます。（国民健康保険課）